

# 持続可能性基準に係る経過措置について

令和4年6月  
資源エネルギー庁

# 今年度WGの議論の全体像

- 今年度のWGでは、これまでの経過を踏まえ、「**ライフサイクルGHGの確認方法**」、「**新第三者認証スキームの追加**」などについて、その内容を専門的・技術的に検討する。
- 「新第三者認証スキームの追加」については、本年6月末以降、関係者へのヒアリングを踏まえつつ、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に、検討を進める。

## <持続可能性基準>

- **新たな第三認証スキームの追加要請について**  
⇒ 追加の要請に応じた、第三者認証スキームの確認を進める
- **持続可能性確認に係る経過措置について** ご議論いただく論点  
⇒ PKS・パームトランクについて、本年夏頃を目途に経過措置の扱いの検討を行う

## <食料競合>

- **新規燃料の候補における食料競合の論点について**  
⇒ 食料競合の懸念のない新規燃料の候補について、算定委に燃料区分の判断を依頼する

## <ライフサイクルGHG>

- **ライフサイクルGHGに係る確認手段について**  
⇒ 確認スキーム（第三者認証等）の検討と既定値の策定を検討を行う

# 本日の論点

- 本日は、前回第15回WGにおいて実施した、業界団体からの認証取得や情報公開の状況等に関するヒアリングの結果を踏まえ、夏頃を目途に結論を得るとした、PKS及びパームトランクの経過措置の扱いについてご審議を頂きたい。

第15回WG資料より再掲

## 1. 持続可能性基準に係る論点

### (1) 新たな第三者認証スキームの追加要請について

- 本WGでは、原則、夏頃までに追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度について、意見聴取等を行い、FIT制度の対象とする場合は調達価格等算定委員会に報告することとしている。
- 今年度の追加検討は、6月末までに追加希望意思が事務局に示されたものについて、意見聴取等を行った上で、検討を行うこととしてはどうか。

### (2) 持続可能性確認に係る経過措置について

- 第14回WGにおいて、パーム油の経過措置については、持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めたうえで、経過措置の期間を1年間延長し、2023年3月31日を確認の期限とした。コロナ禍における認証の手引きの整備による認証取得のペースの改善が予想されることから、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを条件とした。
- 一方で、PKS及びパームトランクの経過措置の扱いについては、2021年度のWGにおいて、「2022年夏頃を目途に、事業者による認証取得の加速化の取組及び認証体制の拡充による認証の進捗や持続可能性の確保に関する情報公開の状況等を踏まえ、本WGにおいて改めて検証・検討を行う。」こととした。
- こうした経緯を踏まえて、本WGにおいて業界団体から認証取得や情報公開の状況等のヒアリングを行い、夏頃のWGを目途にPKS及びパームトランクの経過措置の扱いについて結論を得ることとしてはどうか。

# 第15回WGにおけるヒアリングの結果の概要

- 第15回WGにおいて、バイオマス発電事業者協会から、経過措置期間中の対応状況や認証取得の見込みについてヒアリングを行ったところ、要点は以下のとおり。
  - ✓ 原産国のサプライヤーの約半分は認証を取得済みであり、認証材の出荷に向けて搾油工場の監査を進めている状況。
  - ✓ 搾油工場の認証取得から、発電所での認証材の入荷までには一定のリードタイムが必要。
  - ✓ 着実に取り組む事業者がおおむね認証取得を終え、認証材を発電所で燃焼開始する見込みは2024年3月末となる。
  - ✓ 認証未取得の搾油工場は、現在のところ不備の是正が必要なケースは把握しておらず、認証の手続きに時間を要していることが原因。
  - ✓ 持続可能性の確保に関する情報公開については80%以上が対応済みであり、残りも2022年中には情報を公開予定。

# PKS及びパームトランクの経過措置の扱い

- 着実に対応を進めている事業者であれば2024年3月末までには認証を取得できる見込みであること、現時点で認証未取得の理由は措置の不適合が原因ではなく、手続き上の問題であることを踏まえ、PKS及びパームトランクの経過措置については、**これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを前提として、経過措置の期間を1年間延長し、2024年3月31日とすることとしてはどうか。**
- なお、一部の事業者においては未だ情報公開が行われていないことを踏まえ、引き続き**持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めるとともに**、本WGにおいて状況の確認を行うこととしてはどうか。仮に情報公開の進捗が確認できない場合は、必要に応じて更なる措置を検討することとしてはどうか。

# (参考) パーム油の認証に関する業界団体の説明

- 環境・エネルギー事業支援協会に対するヒアリングによれば、RSPO IP/SGの認証調達は各社困難な状況を継続しており、発電所は稼働停止。
- なお、別途ISCCパーム油認証の申請・要望について言及があった。

第15回WG資料3 (2022年4月13日) より抜粋

## 2. コンソーシアム(3社)共通の取り組み 2

### (1) RSPO認証油調達について

- 商社経由での調達においては市場流通量が少なく、調達は極めて困難な状況。
- サプライヤーとの直接契約する事業者の場合、RSPO IP/SG対応の大手サプライヤーと長期安定契約の締結が行われ、供給可能な体制が準備されつつある。

○RSPO IP/SGの認証調達に関しては、各社とも2022年3月現在で調達が困難な状況が継続しており、発電所は稼働停止している。

## 2. コンソーシアム(3社)共通の取り組み 3

### (2) ISCC認証の利用可能性についての調査・対話

- インドネシア、マレーシアで広く欧州向けに第三者認証として普及しているISCC認証の調達可能性を調査・検討を行ってきた。(認証取得費用、プロセスが他認証と異なる)
- 2021年度持続可能性WGでは、農業残渣燃料が認証として既に承認されており、ISCC本部とは2022年2月にコンソーシアム各社とISCC本部との意見交換において、ISCC日本パーム油認証を日本代理機関を通じて申請することを確認。

- コンソーシアムでは2020年度より、ISCC本部と定期的に情報交換や意見交換を行っております。
- ISCC認証はパーム油以外の液体燃料について認証実績があり、経過措置の設定期間の関係もあり、認証取得や調達に関する期間も考慮すると、早期にISCCパーム油認証が申請・承認されることを要望してきました。
- ISCCパーム油認証が承認された場合、サプライチェーンにおいて追加的に確認を要するが、時間的にはそれほどかからない見込みであり、監査員等によるリモートでの確認を通じて迅速に行われる見通しである。
- MBでなく、SG認証になるため、ISCC認証ミル自体とISCC認証を有する農園が適切に結びついている必要があり、コンソーシアム各社が有するサプライチェーンにおいて引き続き確認などを進めていくことにしている。